

4 広企企第 5 0 9 号
令和 5 年 3 月 2 4 日

広川町総合計画審議会 会長 様

広川町長 渡邊 元喜

広川町第 5 次総合計画について（諮問）

広川町総合計画審議会規則（昭和 49 年広川町規則第 9 号）第 2 条の規程に基づき、下記のとおり諮問します。

記

1 諮問内容

広川町第 5 次総合計画基本構想及び前期基本計画について

2 諮問理由

本町では、平成 23 年度から令和 2 年度までを計画期間とする広川町第 4 次総合計画、また令和 3 年度には第 4 次総合計画（改訂版）を策定し、計画に基づく施策を進めて参りました。

この第 4 次計画が令和 5 年度をもって終了すること、また、今般の急激な社会情勢の変化に対応するために、町が目指すべき新たな将来像を描き、その実現に向けたまちづくりの指針を定める必要があります。

このため、令和 6 年度から令和 13 年度の 8 年間の広川町第 5 次総合計画基本構想、その基本構想を実現するための 4 年間の前期基本計画を策定することとしましたので、その策定に当たり、貴審議会の意見を求めます。